

## 越前市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱

### (設置)

第1条 越前市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、市の文化財及びその周辺環境の保存及び活用を図るため、文化財保護法（昭和25年法律214号。以下「法」という。）第183条の3に規定する文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）を策定するために、法第183条の9第1項に規定する越前市文化財保存活用地域計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議会の所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見を聴くものとする。

- (1) 地域計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項。

### (協議会の組織)

第3条 協議会は、14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化財保護委員会
- (3) 文化財（法第2条第1項に規定する文化財をいう。）の所有者及び管理者
- (4) 観光に係る団体の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、令和3年8月1日から令和5年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じたときにおける補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(報償及び費用弁償)

第6条 会長及び委員には、予算の範囲内において、日額により報償費を支払うものとし、交通費などの旅費について費用弁償することができる。

2 前項の規定は、次条第2項の特別委員について適用する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は会議の審議内容に鑑み、必要と認めるときは、委員以外のものを特別委員として出席させることができる。この場合において、教育委員会の承認を得なければならない。

(事務局)

第8条 事業の実施にあたり、事務局を教育委員会事務局文化課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

(会議の特例)

2 この要綱の施行後最初に行われる協議会の招集及び当該協議会において会長が互選されるまでの間は、第7条第1項の規定にかかわらず、教育長が行う。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。